議案第3号

コミュニティバス見直し検討委員会について

コミュニティバス見直し検討委員会について、次のとおり提案します。

記

- 1 みやま市地域公共交通活性化協議会分科会規程について
- 2 みやま市コミュニティバス見直し検討委員会の概要と今後のスケジュールについて

みやま市地域公共交通活性化協議会分科会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、みやま市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第 10条の規定に基づき、みやま市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。) の分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項のうち、コミュニティバスの運行見直し その他みやま市地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する検討を行うもの とする。

(組織)

第3条 分科会の名称は、みやま市コミュニティバス見直し検討委員会とし、分科会を構成する委員(以下「委員」という。)は、協議会の会長が選任する。

(分科会長)

- 第4条 分科会に分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

(会議)

- 第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。
- 2 分科会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 (関係者の出席等)
- 第6条 分科会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

- 第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。 (報酬及び費用弁償)
- 第8条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は、みやま市の予算の範囲内で支給する。 (事務局)
- 第9条 分科会の業務を処理するため、事務局をみやま市企画振興課に置く。 (その他)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

附則

この規程は、令和5年11月 日から施行する。

(設置)

- 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の 規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関する協議 を行うため、みやま市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (事務所)
- 第2条 協議会は、事務所を福岡県みやま市瀬高町小川5番地に置く。 (事業)
- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 交通計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
 - (2) 交通計画の実施に関する協議に関すること。
 - (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから20名以内をもって組織する。
 - (1) みやま市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
 - (4) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 市民代表
 - (7) 道路管理者、福岡県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、協議会に関係者の出席を求め、その説明

又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要 に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第9条 協議会は、協議又は調整をするため幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、第4条に定める委員の中から協議会が必要と認めた者を幹事とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を召集し意見を聴くことができる。 (分科会)
- 第10条 第3条各号に定める事項について、特定地域の取組みを行うため、又は専門的な調査、 検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、みやま市企画振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第12条 協議会の運営に関する経費は、交付金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。 (監査)
- 第13条 協議会に監査委員を1名置く。
- 2 監査委員は委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会に関する出納の監査を行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項)
- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議会が解散した場合の措置)
- 第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成29年1月31日から施行する。

この規約は、平成30年6月25日から施行する。

コミュニティバス見直し検討委員会の概要と今後のスケジュールについて

1 検討委員会の位置づけ

みやま市地域公共交通計画において、みやま市コミュニティバスの運行体制の改善 及び新たな移動サービスの導入を軸として、公共交通体系の見直しを図ることとして おり、本年度以降、地域や交通事業者その他関係機関と見直しに係る協議・調整を継 続的に行っていくこととなります。

本委員会は、みやま市地域公共交通活性化協議会の下部組織として位置づけ、令和 5年度及び令和6年度において、コミュニティバス等の具体的な見直し内容に係る協 議を行います。

2 見直しの方向性

住民ニーズに十分な対応ができていない現運行体制の見直しや新たな移動サービスの導入を進める必要があるため、まずは実証実験等を踏まえ検証を行うことで、より本市の実情に合った交通体系を模索する。

3 協議の内容

検討委員会における協議は、地域公共交通計画に掲げる見直しの方向性に沿って、 次の通り予定する。

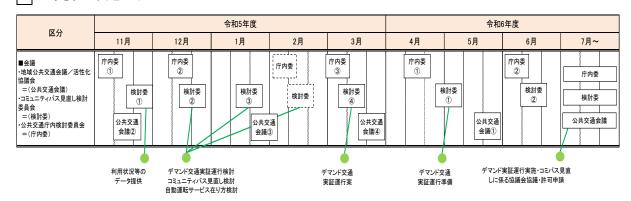
≪令和5年度≫

- ・ 令和 6 年度デマンド交通の実証運行について
- ・上記事業に伴うコミュニティバス運行体制の見直しについて
- ・自動運転サービスの在り方について

≪令和6年度≫

- ・デマンド交通の実証運行の実施に向けた準備について
- デマンド交通の実証運行の結果検証について
- ・令和7年度に向けた公共交通体系(コミュニティバス・デマンド交通等)の 全体的な見直しについて

4 今後の予定スケジュール



[施策の概要] ※みやま市地域公共交通計画から抜粋

①拠点間を結ぶ地域内幹線の強化

- 拠点間における速達性や運行頻度の維持・向上に向け、通勤・通学手段としての活用も視野 に、地域内幹線(コミュニティバス)の運行ルートやダイヤ、便数、バス停位置等を抜本 的に見直します。
- 地域内幹線・支線の乗り継ぎポイントとなる箇所や利用が多い施設等へのアクセス性の向上 を図ります。また、必要に応じて待合環境や車内環境の整備を行い、利便性を向上させま す。

②コミュニティバスと鉄道・路線バス等との乗り継ぎ改善

- 鉄道や路線バスなど広域幹線への乗り継ぎ需要が高い時間帯を中心に、コミュニティバス のダイヤ見直しを行うことで乗り継ぎ利便性を向上させるなど広域幹線の二次交通として の機能を高めます。
- 広域移動を可能とする周辺自治体との接続・結節に向けて関係機関と協議します。

③自動運転サービスの必要性・あり方の検討

• 自動運転サービスの導入の経緯、現状や課題等を踏まえつつ、費用対効果や社会的意義を 勘案して今後のあり方を検討します。

④デマンド型乗合タクシー等への転換等の検討・推進

- 支線部分について、需要に応じたデマンド型乗合タクシーへの転換など、運行形態(路線 定期/区域運行等)やサービス水準の見直しを実施します。
- AI オンデマンドなども含めた新たな移動サービスへの転換を段階的に検討・推進します。

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 以降(2028~)
①拠点間を結ぶ地域内幹 線の強化	運行ルート、 ダイヤ、便数、 バス停位置等 の見直し検討	試行的な 運行				等について段階
	待合環境・車両環境の整備					
②コミュニティバスと鉄 道・路線バス等との乗 り継ぎ改善	運行ルート、 ダイヤ、便数、 バス停位置等 の見直し検討 関係団体との終 係る協議の実施		段階的なダー	イヤの見直し	を継続的に実	詳施
③自動運転サービスの必 要性・あり方の検討	今後の必要 性・あり方の 検討	検討結果を	踏まえた見直	近の実施		
④デマンド型乗合タク シー等への転換等の検 討・推進	見直し対象路間の抽出、見内容等の検討 地域や交通事との調整等	直し デマン 通等の	試行があれ		導入、運行刑 提供エリアの	ジ態の見直しに D拡大